

令和7年度 相模原市住宅用初期費用ゼロ 太陽光発電設備等導入補助金 申請の手引き (事業者向け)

目次

はじめに	
令和6年度からの変更点	・ ・ ・ ・ ・ P2
1 事業の概要	・ ・ ・ ・ ・ P2
2 補助金の要件等	・ ・ ・ ・ ・ P3
3 補助金等手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・ P5
4 交付申請	・ ・ ・ ・ ・ P6
5 実績報告	・ ・ ・ ・ ・ P7
6 補助金請求	・ ・ ・ ・ ・ P8
7 お問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・ P8

令和7年度 申請期間

令和7年4月1日（火）～ 令和8年1月30日（金） **必着**

※予算額に達した時点で申請の受付を終了いたします。

※本手引きは、初期費用ゼロサービスの提供を行う事業者向け手引きです。

はじめに

<令和6年度からの主な変更点>

- ・蓄電池の補助金上限額を25万5千円から**51万円に引き上げ**ました。
- ・**各種様式及び提出書類等を見直**しました。

1. 事業の概要

【初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入の仕組み】

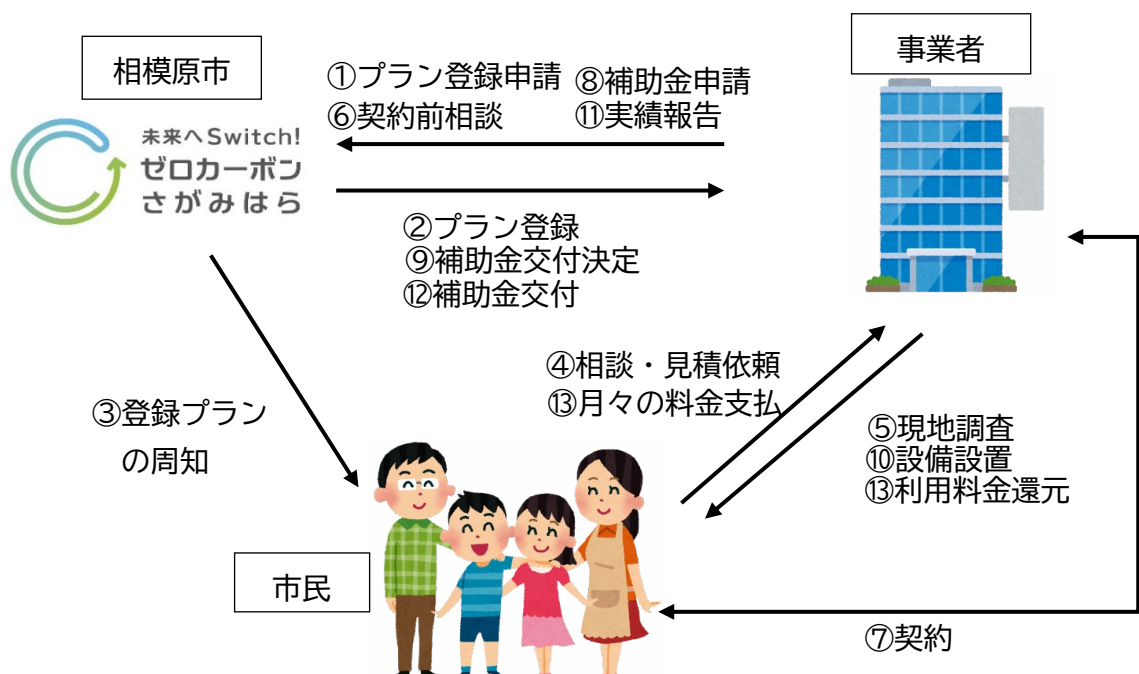
住宅に太陽光発電設備等を設置する際に、事業者がその費用を負担し、住宅所有者は事業者にも月々リース料金又は電気料金を支払うことで、設備等導入時の初期費用がかからない仕組みです。

【事業スキーム】

契約は事業者と住宅所有者で直接行っていただき、個々の契約に市は関与しません。また市は設備等の設置に関して保証等いかなる責任を負うものではありません。

住宅所有者において、太陽光発電設備等の導入に係る初期費用が原則としてゼロとなるもので、リースや電力購入に伴う月々の料金の支払いは発生します。

本事業については、市が補助金を交付することで月々の支払料金を低減し、より市民の方々に活用いただくためのものです。



※プラン登録に係る流れは、①～③までです。プラン登録の後、補助金制度は④以降です。本手引きでは、④以降の補助金申請の流れについて御案内します。

2 補助金の要件等

2-1 申請者

相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入プランの登録に関する要綱に基づきプラン登録を行った事業者が申請書を提出します。

2-2 対象事業

登録プランにより太陽光発電システムを市内に設置する事業であり、次の要件を満たすものとなります。主要要件を抜粋していますので、詳細は要綱をご確認ください。

- ・住宅所有者と登録プラン提供者で契約が締結され、設置工事が行われるもの。
- ・リース又は電力販売を行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う事業者が神奈川県内に本社を有する場合は、交付額相当分の5分の4とすることができる。
- ・住宅の所有者に対し、補助金の交付申請をすること及び補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されていること。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ・補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に則ったものであること。

2-3 補助金額

○太陽光発電設備

7万円／kW（上限5kW）

※市内事業者が施工した場合、3万円を加算

※補助上限

市外事業者施工の場合、7万円×5kW＝35万円

市内事業者施工の場合、10万円×5kW＝50万円

○蓄電池

蓄電池の導入に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額

（1kWh当たり15.5万円の3分の1を上限とし、算出された額に千円

未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

※補助上限 51万円

<算出方法>

事例1) 蓄電池容量：8.5kWh

設備費（税抜）1,200,000 円

工事費（税抜）150,000 円

県補助金 120,000 円 の場合

- ・ 単価：144,705 円 $((1,200,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円} - \underline{120,000 \text{ 円}}) \div 8.5\text{kWh})$
- ・ 補助額：410,000 円 $(1,200,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円} - \underline{120,000 \text{ 円}}) \times 1/3$

事例2) 蓄電池容量：8.0kWh

設備費（税抜）1,200,000 円

工事費（税抜）250,000 円の場合

- ・ 単価：181,250 円 $((1,200,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}) \div 8\text{kWh})$
- ・ 補助額：483,333 円 $(1,200,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}) \times 1/3$
 $\Rightarrow 408,000 \text{ 円}(155,000 \text{ 円} \times 1/3 \times 8\text{kWh})$

※ 1 kWh 当たり 15.5 万円の 3 分の 1 を上限とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

事例3) 蓄電池容量：12.5kWh

設備費（税抜）1,500,000 円

工事費（税抜）250,000 円

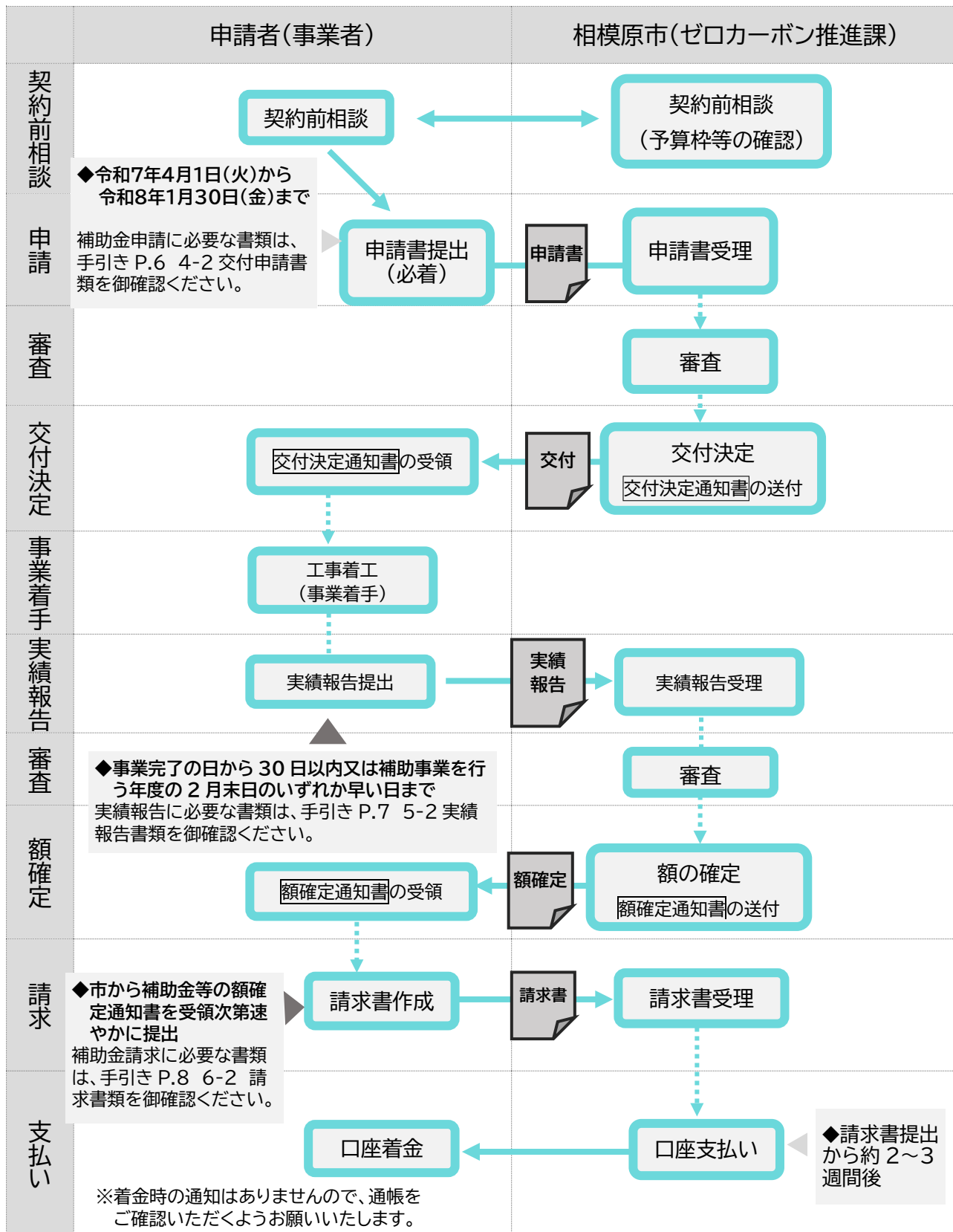
県補助金 120,000 円 の場合

- ・ 単価：130,400 円 $((1,500,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円} - \underline{120,000 \text{ 円}}) \div 12.5\text{kWh})$
- ・ 補助額：543,333 円 $(1,500,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円} - \underline{120,000 \text{ 円}}) \times 1/3$
 $\Rightarrow 510,000 \text{ 円}$ （上限 510,000 円のため）

補助金の申請は契約後になりますが、予算の都合により、必ず想定した金額が補助されるとは限りませんので、御了承ください。
予算状況等については、契約前に一度御相談ください。

3 補助金等手続きの流れ

手続きの流れ



4 交付申請

4-1 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※予算額に達した時点で申請の受付を終了いたします。

4-2 交付申請書類

申請に際しては、次の書類を提出してください。様式は市ホームページに掲載しています（<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>）

- ・相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金交付申請書(第1号様式)
- ・補助事業等計画書(第2号様式)
- ・収支予算書(第3号様式)
- ・補助金等概要調書(第4号様式)
- ・補助事業申請に係る誓約書(第5号様式)
- ・役員等氏名一覧表(第6号様式)
- ・太陽光発電設備の設備費等の経費が確認できる見積書等
- ・蓄電池の設備費等の経費が確認できる見積書等（蓄電池を導入する場合に限る。）
- ・登録プランに係る契約書の写し
- ・補助事業により導入した設備が処分制限期間満了まで継続的に使用するための必要な措置等が証明できる書類
- ・初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から補助金交付額相当分が控除されることが分かる書類（任意様式）
- ・補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅所有者に還元されることが説明されたことを示す書類（任意様式）
- ・未納の税額がない証明書（当該申告の義務を有する者に限る。）
- ・その他市長が必要と認める書類

4-3 申請方法

持参又は郵送にて書面をご提出ください。また、併せて電子メールにおいて電子データもお送りください。

4-4 申請書類の提出先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

初期費用ゼロ太陽光発電設備導入補助金担当 宛

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

5 実績報告

5-1 報告期間

実績報告の報告期間は次のとおりです。

報告期間	事業完了の日から 30 日以内又は 補助事業を行う年度の 2 月末日のいずれか早い日まで
------	---

5-2 実績報告書類

実績報告に際しては、次の書類を提出してください。様式は市ホームページに掲載しています

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>)

- ・補助事業等実績報告書（第 10 号様式）
 - ・収支予算書（第 11 号様式）
 - ・補助事業等実績調書（第 12 号様式）
 - ・太陽光発電設備の設備費等の経費が確認できる領収書等
 - ・蓄電池の設備費等の経費が確認できる領収書等（蓄電池を導入する場合に限る）
 - ・太陽光発電システムの設置状況を示す写真
 - ・太陽光発電システムを設置した建物の全景写真
 - ・設置した太陽光発電システムの型番を示す写真
 - ・設置した蓄電池の型番を示す写真（蓄電池を導入する場合に限る）
 - ・太陽光発電設備と蓄電池が連系していることが確認できる書類（単線結線図等）（蓄電池を導入する場合に限る。）
 - ・その他市長が必要と認める書類
- ⇒導入した機器が未使用品であることが確認できる書類（任意様式又は保証書の写し等）

5-3 提出方法

持参又は郵送にて書面をご提出ください。また、併せて電子メールにおいて電子データもお送りください。

5-4 実績報告書類の提出先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

初期費用ゼロ太陽光発電設備導入補助金担当 宛

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

6 補助金請求

6-1 補助金請求

請求書の提出期間は次のとおりです。

提出期間 市から補助金等の額確定通知書を受領次第速やかに提出

6-2 請求書類

補助金請求に際しては、次の書類を提出してください。

- ・補助金等交付請求書（第14号様式）
- ・補助金等交付決定通知書の写し
- ・補助金等の額確定通知書の写し

6-3 提出方法

持参又は郵送にて書面をご提出ください。また、併せて電子メールにおいて電子データもお送りください。

6-4 請求書類の提出先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

初期費用ゼロ太陽光発電設備導入補助金担当 宛

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

7 お問い合わせ先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

住所：〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話：042-769-8240

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp